

平成28年度第8回旭川市子ども・子育て審議会
児童福祉施設等整備部会

- 1 日 時 平成29年2月23日(木) 18:30~19:30
- 2 場 所 旭川市第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 芝木委員, 佐藤委員, 齊藤委員
(欠席委員) 小林委員
- 4 事務局 子育て支援部こども育成課 堀内課長,
こども育成係 田上係長, 小久保, 陶
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【協議事項】

- (1) 幼保連携型認定こども園の認可について(6件)
- (2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について(27件)

(1) 幼保連携型認定こども園の認可について

事務局の説明とおり, 認可手続を進めることを承認。

(2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

ア 事務局より幼稚園(10施設)の利用定員の設定について説明。

- ・各施設からの申請によるものであり, 過去3年の実績と平成29年度の申込み状況を考慮して設定。
- ・原則, 年度当初での利用定員の超過は認めない。
- ・毎年度の申込み状況に応じて, 利用定員の変更を認めていく。
- ・子ども・子育てプラン(以下「プラン」という。)との整合性は, 私学の幼稚園も施設型給付の幼稚園も供給施設としているため, プランの提供体制に影響はないと判断。また, 利用定員の設定により, 480人分が減となるが, 1号や2号の教育のみを希望するニーズに対する供給量はかなり余裕があるため, 影響がないと判断。

※ 特に意見等がなく, 承認された。

イ 事務局より保育所型認定こども園(9施設)の利用定員の設定について説明

- ・1号認定子どもについては, 旭川市のように供給過剰となっている地域においても, 保育所から認定こども園への移行を認めなければならない特例措置がある。
- ・定員設定については, 需給バランスを考慮すべきとなっているため, 保護者が就労を中断しても転園しなくて済むようにという認定こども園のメリットを活か

す観点から、各年齢3名を上限に最低限の1号定員の設定とした。

・新富保育園の利用定員の変更については、事業者が当初計画した1号認定子どもの定員にするよう3年間で38名以下まで減とする。

※ 特に意見等がなく、承認された。

ウ 事務局より幼保連携型認定こども園（6施設）の利用定員の設定について説明

・協議事項（1）の認可の協議を行った6施設であり、認可定員とおりの利用定員の設定。

・新設の3施設については、プランの内容に沿った利用定員の設定。

・増改築等の3施設については、ほぼ3号の利用定員を増やすものである。プランの取組内容では、すでに3号の数値を上回ってしまっているが、本市の待機児童の年齢構成から3号の利用定員を増やす必要がある。なお、平成29年度中にプランの中間見直しを行う。

※ 特に意見等がなく、承認された。

エ 事務局より保育所（2施設）の利用定員の設定について説明

・増築2施設の利用定員の設定。認可定員とおりの利用定員。

・プランとの整合性については、幼保連携型認定こども園と同様の考え。

7 その他

本部会の次回開催は、平成29年3月24日（金）に開催することとして本部会を終了とした。